

令和2年7月18日

浅川清流環境組合
管理者 大坪 冬彦

浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、1号焼却炉の排ガス中水銀濃度が、一時的に当組合の定める公害防止基準値 ($50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) を超える事態が発生しました。

今回、短時間で正常な数値に復帰したため、当組合の定める停止の基準^{※1}には至らず、適切な操作により事態が現在収束いたしました。今後、再発防止に向けて、日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を再度要請してまいります。今回の経緯については下記のとおりです。

記

1. 発生経過及び対応

令和2年7月18日（土） 5時02分	煙突入口水銀濃度上昇・水銀除去のため、活性炭の增量操作
6時00分	煙突入口水銀濃度 $161 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ (1時間平均値)
7時00分	煙突入口水銀濃度 $44 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ (1時間平均値)
8時00分	煙突入口水銀濃度 $22 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ (1時間平均値)
9時00分	煙突入口水銀濃度 $12 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ (1時間平均値)
10時00分	煙突入口水銀濃度 $9 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ (1時間平均値)

2. 原因

可燃ごみ中の水銀混入。

3. 周辺の生活環境の被害の状況

煙突入口水銀濃度は当組合の定める停止の基準^{※1}には至っていないため、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはあります。

4. 不適正ごみの搬入防止

不適正ごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を要請してまいります。

※1 運転停止・再開方針のことをいいます。

【抜粋】自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値(1時間平均値)が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

リンク先 <https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7,1558,c,html/1558/20190508-171325.pdf>